知多市いじめ防止基本方針

概要版

〇この市基本方針は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的 かつ効果的に推進するためのもので、国・県の基本方針を参考に組み立てられています。

第1 いじめの防止等に関する基本理念

いじめに対する考え、対処する際の心構えなど、いじめの防止に関わる基本的姿勢について

- ・いじめは、だれもが被害者にも加害者にもなり得る危険性があり、日常生活の延長上で容易に生じるということを認識する。
- ・特定の者だけで対処せず、学校、家庭、地域をはじめとする多くの関係者が協力して解決 に導く。

第2 いじめの定義

いじめは、心理的又は物理的な影響を与える行為によって心身の苦痛を感じるもの

- ・児童生徒が感じた被害性に着目する。
- ・心身の苦痛を限定的に捉えることのないようにする。

第3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

市全体としてのいじめの防止等について

1 いじめの防止

- ・全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止という観点が重要
- ・いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要

2 いじめの早期発見

- ・全ての大人が連携し、児童生徒の小さな変化に気づく力を高めることが必要
- ・学校や教育委員会は、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守る。

3 いじめへの対処

- ・いじめが認知された場合は、学校における組織的な対応が必要
- ・学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備する。

4 家庭や地域との連携

・社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携 が必要

第4 関係者の青務

いじめのない地域社会の実現のための4つの行動主体の分担と役割

1 市の役割

- ・いじめ防止等に関する取組の全体的な調整
- ・子ども、保護者、学校への支援、関係者との連携、連絡等
- ・幼児期からの心の育ちを大切に考えた適切な指導、支援の実施

2 学校の役割

- ・学校教育において、命を大切にし、相手を思いやる気持ちの育成
- ・学校がチームとして機能する仕組みの構築
- ・いじめに関するアンケートや教育相談の実施

3 保護者の役割

- ・家庭におけるいじめ防止等に関する指導
- ・家庭内における子どもとの円滑なコミュニケーションの維持
- ・子どもをいじめから守るための積極的かつ適切な行動の実施

4 地域の役割

- ・地域全体で子どもの成長を支え、いじめを防止するための風土づくりの推進
- ・いじめを発見した場合の速やかな情報提供や通報の実施

【参考法令等】

○いじめ防止対策推進法 第12条

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。(抜粋)

- ○いじめの防止等のための基本的な方針(国)及びいじめの重大事態の調査に関するガイドライン (国)、愛知県いじめ防止基本方針(県)
- ○知多市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(第3-3 学校教育ー(1)のイ)

第5 市の取組

- 1 いじめ防止基本方針の策定と組織の設置
- 2 いじめの防止等のための取組
 - ・人権教育を基盤とした道徳教育の実践や体験活動を取り入れたキャリア教育の推進
 - ・発達の段階に応じ、幼児期におけるいじめの未然防止に関わる教育の実施
 - ・教育相談体制の整備、充実やいじめに関する啓発の実施
 - ・いじめに関わる対応等について、学校への支援の実施

第6 学校の取組

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定
- 2 学校におけるいじめの防止等のための組織の設置
- 3 学校におけるいじめの防止等のための取組
 - ・いじめに関する定期的なアンケートの実施
 - ・インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育の充実
 - ・教職員の資質向上、定期的な校内研修の実施
 - ・児童生徒の多様な交流活動・体験活動の促進

第7 重大事態への対処

- 1 重大事態の定義
 - ・児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき (重大事態についての留意事項)
 - ・児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重 大事態とする。
 - ・調査をせずに重大事態ではないと判断してはならない。

2 重大事態への対処

- ・ 迅速な報告の徹底
- ・調査方法の充実化→学校による調査、教育委員会による調査(市長による再調査:次項)
- ・児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援
- ・正確で一貫した情報提供や個人のプライバシーへの配慮

3 重大事態の再調査と措置

- ・重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のための再調査権の明記
- ・ 再調査結果の議会報告
- ・再調査結果の被害関係者への情報提供
- ・再調査結果に基づく重大事態への対処と再発防止措置の実施

第8 その他いじめの防止等に関する留意事項

- 1 いじめの防止等のための対策の検証
 - ・いじめの防止等のための対策に関する取組状況の検証の実施
- 2 いじめの防止等のための対策の見直し
 - ・いじめの防止等に関る取組の効果的な展開のため、基本方針の見直し等の実施
 - ・学校でのいじめの防止等の取組の実効性の維持・改善を図るため、学校基本方針の見直し 等の実施

いじめ防止等の各組織の役割

〇この市基本方針の中で、いじめの防止等のための組織として、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題専門委員会、 いじめ問題等対策会議、いじめ不登校対策委員会等の設置がうたわれています。それぞれの組織の役割について説明し ます。(※重大事態関係の組織についての説明は除きます。)

【市及び学校のいじめの防止等のための取組のポイント】

- ○人権教育を基盤とした道徳教育の充実
- ○インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育の充実
- ○発達の段階に応じ、幼児期におけるいじめの未然防止に関わる教育の実施
- ○教育相談体制の整備、充実やいじめに関する啓発の実施
- ○いじめに関する定期的なアンケートの実施
- ○教職員の資質向上、定期的な校内研修の実施
- ○児童生徒の多様な交流活動・体験活動の促進

〇いじめ問題対策連絡協議会(法14-1)

市が設置するいじめの 防止等のための中心組織

設置目的 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図る

所掌事務 (1) 市基本方針に関すること

- (2) いじめ防止等の施策の推進並びに関係機関等との連携及び調整に関する こと
- (3) その他いじめ防止対策の推進に必要な事項に関すること

構成委員 次に掲げる機関、団体等に所属する者

知多福祉相談センター (知多児童・障害者相談センター) 、知多保健所、知 多警察署、民生委員·児童委員協議会、小中学校 P T A 連絡協議会、市立幼 稚園・保育園、小中学校、スクールカウンセラー、適応指導教室

- 活動内容 (1) いじめ問題等対策会議が取りまとめた小中学校におけるいじめの状況等 に関する報告及び市の子育てに関する相談として保護者から寄せられた意 見等の報告を受け、委員それぞれの立場から、分析・意見の陳述を行う。
 - (2) いじめの防止等のための対策に関する取組の実施状況について検証を行 い、効果的に展開することができるよう支援や助言を行う。
 - (3) 市のいじめの防止等の施策の推進に寄与する取組について、委員それぞ れの立場から事業の提案や実施、協力を行う。
 - (4) 市基本方針の検討及び(2)の検証結果に基づく総合教育会議の協議を踏 まえて、必要に応じて市基本方針の見直し等を行う。

開催時期 年1回及び随時

〇いじめ問題専門委員会(法14-3)

教育委員会の附属機関

設置目的 より高度、または専門的な知識・技能等を要するいじめの防止等のための取 組を実施する場合に、教育委員会の附属機関として支援等を行う。

- 所掌事務 (1) いじめの防止等に関わる専門的な知見に基づく技術的助言等に関すること
 - (2) いじめの防止等に向けた取組状況に関わる専門的な調査、分析等に関す ること
 - (3) その他いじめの防止等に関わる専門的な取組に関すること

構成委員 専門的知識及び経験を有する第三者

- 活動内容 (1) 教育委員会の求めに応じて、専門的な技能知識を有する第三者機関とし て、学校関係者だけで取り組むことが難しいいじめの防止等の対策の技術 的支援を行う。
 - (2) 重大事態が発生した場合に、教育委員会の設置する調査機関として、当 該重大事態の調査を行う。

開催時期 随時

〇いじめ問題等対策会議

教育委員会と学校で組織する 各学校のいじめの問題の総括組織

設置目的 学校におけるいじめ問題等の解決に向けて、情報を交換し、連携を深める

- 所掌事務 (1) 学校における市基本方針に基づくいじめの防止等に関する諸事項の総括 及び連絡協議会、専門委員会との連携に関すること
 - (2) 学校におけるいじめ等の早期発見及びその発生状況等に関わる情報交換 に関すること
 - (3) 学校におけるいじめ等の早期対応及び当該児童生徒に対する支援の内容 に関わる協議並びに学校への指導・助言などに関すること
 - (4) その他学校におけるいじめ等に関すること

構成委員 教育長、指導主事、校長会生徒指導部長、同副部長、主任養護教諭、生徒指 導主事(主任)代表者、教育部長、学校教育課長

活動内容 (1) 学校におけるいじめ等の発生状況等を総括的に把握するとともに、関係 者の情報交換や学校への指導や助言を行う。

- (2) 市及びその他関係機関等と学校との調整を担い、いじめの防止等に関す る様々な取組について、学校においての円滑な実施のための支援を行う。
- (3) 国、県等のいじめに関わる動向等の情報収集、最新事例などの研究を行 い、学校のいじめの防止等の取組への支援を行う。
- (4) (1)及び(3)の関係事項について、いじめ問題対策連絡協議会への情報提 供、報告等を行う。
- (5) いじめ等の発生に当たり、必要に応じ、被害を受けた児童生徒に対する 支援の内容に関わる協議及び学校への指導・助言を行い、早期対応の支援 を行う。

開催時期 年1回及び随時

〇いじめ不登校対策委員会(法22)等

学校が設置する校内のいじめの 防止等の取組を行う中心組織

設置目的 学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う

構成委員 学校の実情に即して、いじめの防止等の取組の実施に適した者で学校長が定

活動内容 (1) 学校で行ういじめの防止等の取組の中心組織として、校内のいじめ関係 事項の総括を行う。

- (2) 教育委員会に定期的にいじめ等の発生状況及び対処、経過状況について 報告を行う。
- (3) いじめ等の発生にあたり、教育委員会から指導・助言を受け、関係児童 生徒に対し、速やかに必要な措置を講じる。

開催時期 各学期1回及び随時